

会 議 録

会議の名称	平成27年度 第2回弘前市成年後見支援協議会
開催年月日	平成28年3月17日(木)
開始・終了時刻	13時00分から13時55分まで
開催場所	市役所本館2階 特別会議室
議長等の氏名	弘前市医師会監事 梅村医院院長 梅村 芳文
出席者	弘前市成年後見支援協議会委員 小田切 達ほか6名 弘前市成年後見支援センター 三上富士子ほか4名
欠席者	津軽地区老人福祉協会会員 成田 和博ほか1名
事務局職員の職氏名	福祉政策課長 赤石仁 福祉政策課課長補佐 三上誠 福祉政策課総務係長 佐藤真紀 福祉政策課総務係 工藤麻子
会議の議題	協議案件 1 市民後見人について (ア) 平成28年度における弘前市市民後見人の養成について (イ) 市民後見人のスキルアップについて (ウ) 県内市民後見人の現況について 2 その他
会議結果	下記の会議録のとおり
会議資料の名称	第2回弘前市成年後見支援協議会資料一式

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成27年度第2回弘前市成年後見支援協議会を開催いたします。私は福祉政策課の〇〇と申します。この会議の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、2名の方が所用のため欠席となっております。</p> <p>また、誠に勝手ではございますが、本日の会議の終了は午後2時を予定しております。</p> <p>ここで、会長からご挨拶を申し上げます。</p>
議長	<p>みなさん、こんにちは。2回目ということですが、弘前市の市民後見の育成というのは、10年前から比べると充実してきて47名ということです。人のつながりが薄くなっている世の中で、健康推進員とか民生委員とか町会長のなり手がいない中で、後見に興味をもっている人がいることがすばらしいと思っております。ただ受託が6人しかいないのは寂しいかなと思います。これからの課題だという感じがしています。今日は時間も短いのですが、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは協議に入る前に資料の確認をいたします。</p> <p style="text-align: center;">《資料確認》</p> <p>それでは会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>では、協議に入ります。案件1の市民後見人について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>案件1（ア）平成28年度における弘前市市民後見人の養成についてですが、資料1をご覧ください。</p> <p>弘前市では、平成24年度に第1期養成研修及び、平成26年度に第2期養成研修を実施し、延べ54名が受講し、53名が修了しております。そのうち、47名の方が弘前市市民後見人候補者名簿に登録しております。</p> <p>候補者名簿に登録している47名のうち、成年後見人として受任し、活動しているのは、延べ6名となっております。これまで、市民後見人養成研修は隔年で実施しており、平成28年度は市民後見人養成研修の計画年ではありますが、現在登録されている方のうち後見人の受任は約13パーセントに留まっております。このため、平成28年度は、現在登録している方々</p>

	<p>のモチベーションの持続と受任の促進を最優先に位置付けて、養成研修は実施せず、登録されている方の知識の向上などスキルアップを図り、より受任しやすい環境を整える研修事業を予定しております。</p> <p>また、案件1のイの市民後見人のスキルアップについてですが、これまで2回実施しておりましたフォローアップ研修を年4回に増やすほか、より実践に即した新たな内容の研修を実施し、受任に結びつけられるよう強化してまいりたいと考えております。そこで、スキルアップのための研修内容として実施してはどうかという項目等がございましたら、皆さんからご意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>ただいまの事務局の説明に、何か質問等はございませんか。</p> <p>47名の方が登録しているのに、実際活動しているのは6名と、このままではモチベーションが下がると困るので、今いる47名の方のやる気無くさないように、まずは数よりも質という市の方向性かと思ひます。その点についていかがですか。</p> <p>もし無いようでしたら、順次、意見をお願いします。</p> <p>一番の研修は、現場で実際に携わることです。このことがスキルアップには一番必要なことです。例えば、最初は、後見人の補助者みたいなかたちでも構わないので、とにかく現場での経験をつんでもらうやり方ができないかどうか検討すべきだと思ひます。</p> <p>私もこれ以上人数を増やしてもモチベーションだけが下がってしまうので、今いる方々への追加の研修が非常に大事だと思ひます。先ほどもお話がありましたように、実際にやってみないとわからないこと、リーガルサポートでも数多くの研修をやっけていまして、机上の研修を受けるのですが、やはり現場での悩みというのは研修を受けただけではなかなか実感できないという面もありますし、各事件にそれぞれの背景があつての問題というものもありますので、受任に向けた何かしらの、今は受任の要件が厳しいのでそこを緩和して件数を増やせないかどうかとか、受任にあたっても現行では後見人がひとりで就いていると思ひるので、場合によっては複数後見でやってみるとか、やり方はいろいろあると思ひますので、ぜひ受任を増やすという方向でやっけていただければと思ひます。</p> <p>社会福祉士の中では、職場の理解がないとなかなか難しいです。市民後見人の養成研修を修了した方々はその辺がクリアされているのかと思ひます。市の方で、複雑でないケース、在宅のケースな等の要件があると思ひますが、市民後見人を増やすというかたちでどうすればいいかという方</p>
議長	
委員	
委員	
委員	

<p>委員</p>	<p>向で考えてもいいのではと思います。</p> <p>日常生活自立支援事業というものをやっております、現在50名弱の利用者が週1回から月1回、人によって違うのですが、支援を行っております。県内の各社協でもやっているのですが、弘前の特徴としては支援をする支援員が非常に少ないです。支援員を増やさなければならぬと常に話をしているのですが、その話になったときに、市民後見人の名簿に登録されている方とかで希望される方がいれば協力を願えればと内部では話をしておりました。今、フォローアップの研修ということでしたが、実際の現場という意味では、日常生活自立支援事業の場合では後見に比べると比較的軽易な支援ですので、そのような意味で協力体制がとれるのであれば、何らかの現場を経験するという意味では非常に有効ですし、社会福祉協議会としても支援員不足の解消につながるかなと考えておりました。</p>
<p>委員</p>	<p>研修の内容に関することになるかと思いますが、包括支援センターなどから高齢者の方に関する後見人の相談が大変増えていると伺っていますが、これから障がい者の相談が増えていくことが予想されます。実際に障がいを有している方だと社会性やコミュニケーションの障がいを持っている方がたくさんいらっしゃいますので、発達障がいや精神障がいなどご本人が生活していくうえで、大変生活しづらいと感じているところとか、意思疎通をとるときの特性であるとか、そのようなことを事例を通して理解を深めたり学習できたりする研修内容を盛り込んでもらえれば大変ありがたいと思います。実際に後見人の方が面談や支援をしていくうえでもイメージしやすかったり、進めやすかったり、またそのようにすることでご本人が考えていることを伝えやすくなるかと思います。このような内容を既に盛り込んでいるかもしれませんが、ご検討いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>地域包括支援センターは、社会福祉士が権利擁護をメインに担当するというので、7圏域の社会福祉士と話す機会がありました。申立支援を何件かしている中で、割と簡単なケース、状況があまり複雑ではないケースも割とあると、半分近くあるのではないかというお話しがあつて、これを市民後見人さんにやっていただくというふうなこともいいのかと出ておりました。これは、地域包括支援センターの何人かの社会福祉士からの意見でしたので、ここでお伝えしたいと思います。</p> <p>研修についてですが、当然、在宅で個人を支援するとなると、様々なシチュエーションがありますが、高齢者施設や障がい者施設とか被後見人が入所している確立の高い、数の多い施設を市民後見人の方が見学するとい</p>

<p>成年後見支援センター</p> <p>委員</p>	<p>ったこともスキルアップの一助になるのではないかと思います。</p> <p>今は市長申立てに限るということになっているので、申立人がいないということにハードルがひとつ上がっていると思います。先ほどの意見にもありましたように、ケースによっては、申立人がいて、そんなに難しくなないケースもあるので、このようなケースも市民後見人につなげる仕組みをつくっていければいいのかなと思います。例えば、地域包括支援センターでそのようなケースがあった場合に情報提供をしていただいて、裁判所と協議しながらやっていくということもひとつだと思います。市民後見人を見ていると、研修を積んでも、現場が一番の勉強です。そのような場をどのようにつくるのかということも大事だと思います。日常生活自立支援事業の支援員はどうしたらなれるものでしょうか。研修とかもあるのでしょうか。</p> <p>資格は特に必要ないです。研修といいますか、慣れるまでは専門員が一緒に対応しています。</p>
<p>成年後見支援センター</p> <p>議長</p> <p>委員</p>	<p>市民後見人に登録している方から希望者を募るかたちにはなろうかと思いますが、このように現場経験を積むことは大事だと思いますので、社会福祉協議会と連携して進めることができると感じました。</p> <p>どうもありがとうございました。たくさんの意見が出ました。ひとつには、市民後見人のスキルアップのために経験を積ませるという話がありました。経験を積む方法としては、施設を見学することや社会福祉協議会の支援員というものがありました。支援員について、今日はじめて聞いたのですが、報酬はどのくらいもらえるものでしょうか。</p> <p>1件につき、700円です。例えば、1日に4件まわると2千8百円です。</p>
<p>議長</p>	<p>後見人の報酬はいくらでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>施設であれば1万8千円です。</p>
<p>議長</p>	<p>報酬がハードルになっているのかなと感じました。現場経験を積ませるために支援員になる、施設での経験を積むという案がでましたが、報酬を出さなければならない家族・利用者の抵抗感はどうなのでしょうか。本当はいいことであっても、財産を奪われると感じる心理的な抵抗感のハード</p>

<p>成年後見支援センター</p>	<p>ルが市民の皆さんにはあるのではないのでしょうか。</p> <p>障がいのある方は、親が子どもの面倒をずっとみていて、親なき後どうするかということで、説明をすることがあります。そのときに報酬の話をするとネックになる部分があるかとは思いますが。高齢者の場合は、そこまではないです。ほとんどが、やってくれていて助かるという声があります。また、利用支援事業がありますので、この制度を勧めれば納得してくれています。障がいの分野についてはその辺をどうしていくかが現場の課題としてはあると感じています。</p>
<p>議長</p>	<p>現場経験をさせてあげたいという意見が多かったので、ぜひ、市はただスキルアップのための研修会を開催するだけではなく、実際に現場で実践する場の企画をして欲しいと思います。</p> <p>あと気づいたこととしては、市民後見人とする対象者のハードルが高いということです。市長申立てであることなどがあると思いますが、不動産を持っている場合はどうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>土地や建物といった不動産をお持ちの方は、今は市民後見人を候補者とすることから外しています。</p>
<p>議長</p>	<p>持ち家があると、市民後見人を候補者としないということですね。ハードルは高いと思います。割と生活保護の方は入っていきやすいと思いますが。高齢者の場合は、流動資産よりも固定資産の方が多いと感じます。市の方でもハードルを下げるということについても検討して欲しいと思います。また、簡単なケースをどんどん充てていくという工夫もして欲しいです。また、施設に入っている方の中には、法律的に後見レベルであっても、家族も納得して、施設で管理できているからこの制度を必要としないということもあります。金銭トラブルになってから後見人をつけたいということもあると思います。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>高齢者施設では、以前は施設で金銭管理を行っていても、後見人をつけたりして自分たちで管理しない流れになってきています。自分が持ったケースの経験からですが、障がい者施設では、まだそうではないです。リスクもありますので、きちんと権限を持った人が管理していくという周知することも成年後見支援センターがやることとして必要だと感じています。</p>
<p>議長</p>	<p>他に何かございませんか。</p> <p>委員から様々な意見をいただきました。</p>

事務局	<p>日常生活自立支援事業の支援員が足りなくて、市民後見人が多いというこのギャップが不思議な感じがしました。市民後見人が支援員をしてもいいのかなと思いました。もう既にやってもいいのではないかなと思いました。このことについて市はどのように考えますか。</p> <p>先ほど、社会福祉協議会から支援員が足りないことや協力して欲しいことの話がありましたが、養成研修の方で研修されておりますので、資格はないですが、ある程度の知識は入っていると思いますので、そちらの方は、協力体制をとっていくという協議はできると思います。今、この場で協力できるとするのではなく、これから協力体制がとれるかどうかの話に就くことができるということです。例えば、県内ですと、平川市であれば、市民後見人の養成研修を受けた方でも後見人として受任するのではなくて、社会福祉協議会が法人後見で受けたものを一緒に支援員として働いてもらっているという事例もございます。今の日常生活自立支援事業の支援員として働いてもらうということはこれから協議できるかと思います。</p> <p>今、社会福祉協議会の事業のケースが多くて、市民後見人が少ないのではないかということですが、市民後見人には要件がございます。それに合致しなければならないということもあります。</p> <p>市では、現時点で要件を6つ設けております。この要件緩和が一番の肝になるかと思えます。そのひとつとして、今は、市長申立てに限っております。委員からのお話があったように、そこの部分を地域包括支援センターからのものにも簡単な事例があるということで、市長申立てでない部分での市民後見人に登録している方を候補者とするかどうかを協議する必要があると思います。この辺は内部だけでなく、裁判所にも相談しながら、条件緩和に努めていきたいと考えます。</p>
議長	他に何かございませんか。
委員	法人後見になっているケースでも、かなり安定しているケースについては、バトンタッチしてもいいのではないかと私は思います。平川市の様に、最初は法人後見の補助から入って、バトンタッチしていくということ、もう少し意識的にやっていけば、47人の全ての市民後見人が後見人になれるのではないかと思います。
事務局	現場経験をという声先ほどからいただいておりますので、支援員というかたちや法人後見の一員ですとか、いろいろなかたちでたくさんの現場

<p>議長</p>	<p>を経験いただくという方向で話を進めてまいりたいと思います。</p> <p>意見は出尽くしたように感じますが、何かございませんか。</p> <p>続きまして、案件1のウです。県内の市民後見人の現況について、本日オブザーバーとして出席いただいております、青森家庭裁判所弘前支部よりお話しいただきたいと思います。お願いいたします。</p>
<p>青森家庭裁判所 弘前支部</p>	<p>県内における市民後見人の状況ですが、前回から特に変化はありません。弘前については、ここ1年で新たに市民後見人とした事例はないという現状です。</p> <p>ここで、最高裁の家庭局で把握している統計数値をご紹介します。平成26年までが今出ています。平成26年に市民後見人が選任された件数は、全国で213件、一番多い地域は東京85件、次が大阪27件、3番目に多いのが岡山18件と続いて行きます。東北では、青森が一番多く5件です。実際少ないように思われるかもしれませんが、これでも多い方です。次が仙台の4件、秋田の1件となっています。岩手・山形・福島はゼロ件です。青森は東北の中では市民後見人が認知されている県であると言える現状です。ちなみに平成26年に一切市民後見人を選任していない県は29県もあります。日本の半数以上の県は、まだ市民後見人を選任していません。そもそも市町村が育成しているかという疑問もあります。市民後見人の認知ということが広まっていないというのが現状です。先ほど委員からお話しがありましたが、47人を選任することは非常に画期的なことです。全国でも40件以上選任しているのは東京しかありません。将来的にめざす方向にあるとは思いますが。市民後見人が定着するには息の長い活動、1年・2年ではちょっと難しいと考えていて、5年・6年、10年後にどうなっているか注目すべき点ではないかと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に、何かご意見ありますか。</p> <p>意外と少ないということにすごく驚きました。全国的に見ると、弘前は多い方だと思いました。</p> <p>私はもっと早く早くという気持ちでいしましたが、意外とうまくいっている方なのだと感じます。今後の方向性については時間をかけてということですが、あまりのんびりしていると47名の気持ちがしぼんでしまいますので、スキルアップという点についてぜひお願いします。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>障がい者施設で申立が増えてきています。20～30件を申立したいという話がきていて、申立人を探しているところで、親とかきょうだいとかとなっていくので申立はできますが、候補者のところで詰まってしまう</p>

	<p>す。法人後見をやっているのが市内ですと1つだけですので、後見人の候補者が不足するだろうということが予測できます。障がいの方は制度的に個別支援計画を作らなければならず、相談支援事業所がそちらの方に向いていたので後見まで手がまわっていませんでした。それが少しずつ終わってくると、成年後見制度の方に向いてくるだろうと感じています。まず、親のいない障がいのある方に後見人をつけていこうということで、後見人をつけ始めています。そうなったときに、絶対的に後見人が足りなくて、障がい者は年金2級だと6万5千円位なので、報酬はでないとなったときに、市民後見人の活躍の場が広がるだろうということは予測がつきます。特に障がい者は支える期間が長いので、市民後見人の受任の要件を緩和していくということは、近いうちに必ず必要になると思います。</p>
<p>議長</p>	<p>要件緩和の件ですね。その辺の検討をお願いします。 案件1については、よろしいでしょうか。 それでは、続いて、案件2の成年後見制度の普及啓発について、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>案件2の成年後見制度の普及啓発についてであります。資料2をご覧ください。 弘前市では、成年後見制度の普及啓発の活動として、広報ひろさきへの掲載や、出前講座などに取り組んでいます。平成25年度の第1回成年後見支援協議会において委員より出された意見の中から、成年後見制度に関わりの深い金融機関等に研修をしてはどうかという意見を受けて、平成26年度より福祉関係以外の業種で成年後見制度に関わりの深い企業等を対象として、成年後見支援センターの事業として研修会を開催しております。 平成26年度は青森銀行、平成27年度はつがる弘前農業協同組合のご協力・ご理解を得まして研修会を実施しました。 平成28年度の引き続き市民を対象とした啓発研修及び金融機関等の成年後見制度に関わりのある業種への研修会の開催を予定しております。内容はもちろんですが、成年後見という制度があることを、まずは知っていただくということと、どこに相談したら良いかのことを知っていただくことを周知するのが最優先と感じております。また、開催方法といたしましては、研修会を企画し参加していただくよりは、企業等に出向き研修会をさせていただく方が参加者の出席率が高いと感じております。企業等の会議や研修の日程に合わせて成年後見の研修を組み込んでいただくという方法を実施して参りたいと考えております。 また、資料2には、参考といたしまして、今年度の成年後見支援センターに寄せられた相談件数及び相談内容について件数の多いものを記載し</p>

	<p>ております。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、意見や質疑等がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>参加者について差し支えのない範囲でお知らせして欲しいのですが、つがる弘前農業協同組合は貯金担当者会議の中に出向いたかたちになりますか。</p>
事務局	<p>そうです。時間をいただけるということでしたので、貯金担当者の会議と支店長会議のそれぞれに出向き説明いたしました。</p>
委員	<p>担当者会議は、いわゆる役職の方がメインで参加されたのでしょうか。</p>
事務局	<p>本部の方は役職の方がいらっしゃいますが、貯金担当者会議は窓口に出ている方が中心だと思いました。</p>
委員	<p>後見人になって行くと窓口の方が対応してくれます。話がかみ合わないということを、後見人であれば経験することだと思いますので、このような研修を今後も続けていただければと思います。</p>
議長	<p>平成28年度は郵便局を検討中ということですか。</p>
事務局	<p>郵便局に打診したところ、自分たちの研修会や会議に来てもらえるのであればとのお話をいただいておりますので、ぜひ進めていきたいと検討しているところです。</p>
議長	<p>郵便局は割とお年寄りの方が多いですね。 やはり、市民後見に関しては、スキルアップと普及活動の2本柱だと思います。皆さまから、普及活動について何かございますか。 例えば、急性心筋梗塞の場合、各医療機関に大学病院緊急ダイヤルのシールを配付しております。それを病院の一番見えるところに貼っています。急性心筋梗塞の救急搬送体制においては、このシールで周知を図っています。相談支援に関してもコールセンターや制度普及のために、このようなシール等を出しても良いのではないかと思います。ちなみに今計画しているのが認知症疾患センターで、相談窓口のためのコールセンターの周知に活用しようとしています。 なければ次に進みます。 事務局から何かありますか。</p>

事務局	<p>それでは、ひとつ目に平成28年度の成年後見支援センターの事業予定をお話いたします。平成27年度と同様に、成年後見に関する相談の受付及び市民後見人のバックアップを行います。また、先ほど医院の皆さまから頂戴しました意見を参考に各種研修会を実施いたします。</p> <p>ふたつ目に前回の会議録につきましては、間違いなどの記載にミスがあった場合は、資料3の用紙に記載をし、郵便またはファクスにて福祉政策課までお送りください。よろしく願いいたします。</p> <p>最後になりましたが、平成28年度の開催は10月頃と2月頃の2回を予定しております。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に対し何かございますか。その他、全般に関し、何かございますか。</p>
委員	<p>在宅介護支援センターの協議会について、先ほども地域包括支援センターの話をしていましたが、運営協議会ということで年に何回か地域包括の業務評価や事業報告を行います。その項目の中に権利擁護に関する相談であるとか活動とかが出てきます。新たに申立支援を加えていただくと、可視化されて、もっと意識付けが高くなり、普及啓発につながるのかと思いました。課をまたぐことかとは思いますが、別枠を設けて報告の対象とするといった働きかけをしてもらえればと思います。</p>
事務局	<p>担当課と連携を取ってまいりたいと思います。</p>
議長	<p>他に何かございますか。</p> <p>来年度もこのメンバーとなりますので、引き続きよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>年度末の大変お忙しい中にお集まりいただきました。また、今日は、3月議会の最終日で議会対応により部長・理事が不在となりましたことをお詫びいたします。申し訳ありませんでした。28年度は、隔年で実施しております、市民後見人養成研修の年でしたが、養成は行わず、研修機会を充実し、委員の皆さまからお話しがあった現場視察を入れながら行ってまいりたいということと、47名のスキルアップ、また、普及啓発につきましては、広報等を使いながら進めてまいりたいと考えております。さらに、議会においても、超高齢化社会となりますと、認知症がかなり増えてくるということで話題になっております。今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これもちまして、平成27年度第2回弘前市成年後見支援</p>

協議会を終了いたします。
本日は、誠にありがとうございました。

〈散 会〉

- ・ 会議の公開、非公開 【公開】
- ・ 傍聴者数 【1名】